

- 〔問 5〕 労働基準法の労働時間等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 製造業に属する事業場においては、法定の休憩時間は原則として事業場の労働者全員に一斉に与えなければならない、これを交替で与えるためには、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（これがない場合は事業場の労働者の過半数を代表する者）との書面による協定が必要である。
 - B 労働基準法第36条第2項に基づき労働大臣が定める「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に定められた1か月45時間等の限度時間を超える時間を定める労使協定は、その部分について無効となり、この基準の定める限度時間で協定が締結されたものとみなされる。
 - C 年次有給休暇は、雇入れの日から継続6か月間（1年6か月以上継続勤務した者については6か月経過日からの各1年間）勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に、原則として向こう1年間の権利として発生するが、定年等によりその1年の途中で退職することが明らかな者については予定勤務月数に応じて付与すべき日数を減じて差し支えない。
 - D 年次有給休暇を取得した日に対する賃金は、平均賃金、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又は健康保険法第3条の標準報酬日額に相当する額のいずれかから、年次有給休暇を取得した労働者の指定するところに従い支払わなければならない。
 - E 年次有給休暇の取得の要件である出勤率の算定においては、業務災害による療養休業期間、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による育児休業期間及び介護休業期間のほか、労働基準法第65条の産前産後休業期間及び同法第68条の生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置として就業させない期間は、これを出勤したものとみなされる。